

認定NPO法人等への寄附者に対する税制上の優遇措置

※認定NPO法人とは、広く市民から支持を得ている等の基準を満たしていることを所轄庁から認定をされた特定非営利活動法人を言います。

個人が寄附をする場合

個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除(所得控除) 又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

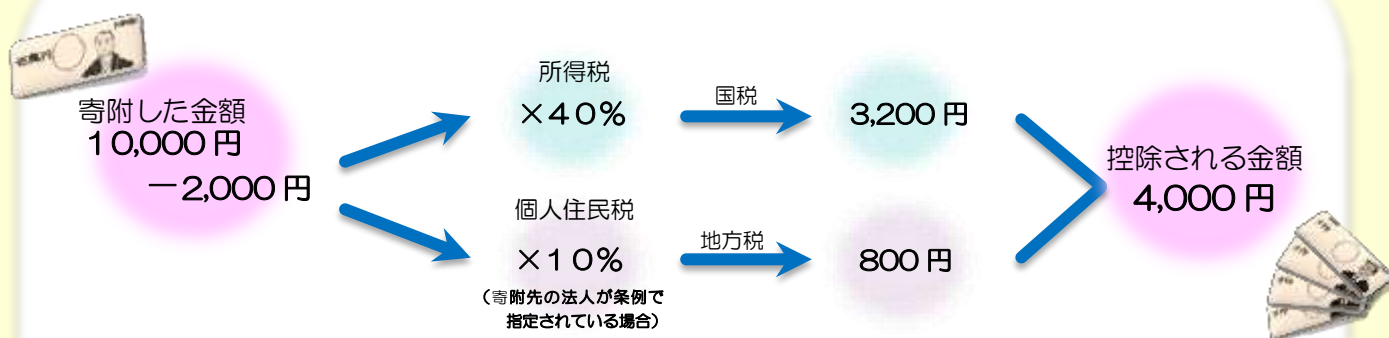
また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定(仮認定)NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

認定NPO法人等に対する寄附金については、「寄附金控除」の適用を受けるか、「寄附金特別控除（税額控除）」の適用を受けるか、どちらが有利な方を選ぶことができます。

国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

- ①所得税額の控除額（税額控除を選択した場合）⇒（寄附金額－2,000円）×40%
- ②住民税額の控除額（都道府県と市区町村双方が指定した場合）⇒（寄附金額－2,000円）×10%

【例】所得税の税額控除を選択 年収300万円の方が、1万円寄附した場合



所得税 (10,000円－2,000円) ×40% = 3,200円
個人住民税 (10,000円－2,000円) ×10% = 800円 合計 4,000円が税額から控除

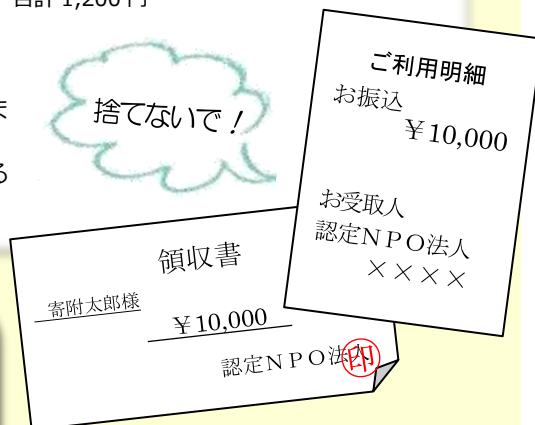
(注1) 寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 所得控除の場合には控除税額は1,200円となります(所得税率5%)。

所得税 (10,000円－2,000円) ×5% = 400円
個人住民税 (10,000円－2,000円) ×10% = 800円 合計 1,200円

「寄附金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、寄附した団体などから交付を受けた受領書などを添付して提出するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

捨てないで!



法人が寄附をする場合

法人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

認定NPO法人、一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象になります。

詳しくは…

内閣府NPOホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp>



内閣府 NPO

検索